

# 池田町災害ボランティアセンター設置規程

令和3年10月11日制定

## ( 目 的 )

第1条 大規模被災により生じた困難・問題を軽減・解決するため、池田町内はもとより、道内外から駆けつけるボランティアを被災者等のニーズをもとに、必要としている場所へ案内し、地域の復旧・復興及び被災者の自立生活を支援することを目的としてその活動拠点を設置する。

## ( 名 称 )

第2条 社会福祉法人池田町社会福祉協議会は、池田町災害対策本部（行政）と連携してボランティア活動の拠点を設置し、名称を池田町災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)とする。

## ( 設置場所 )

第3条 センターの設置場所については次のとおりとする。

- (1) センターの事務所は、北海道中川郡池田町字西3条6丁目14番地1所在の池田町ふれあいセンター内住民活動支援ルーム ROCOCO とする。
- (2) 池田町ふれあいセンターが被災し事務所が使用できない場合は、予め町と協議し決めておいた場所の提供を受け設置する。
- (3) 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、町と協議のうえ必要な場所の提供を受け設置する。

## ( 事業内容 )

第4条 センターの事業内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者ニーズの受付や発掘と対応を行う。
- (2) ボランティアのコーディネートを行う。
- (3) センターは、資金、活動資機材等の調達、管理・運用を行う。
- (4) 中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニングを行う。
- (5) 災害 VC 閉所の検討と生活支援（相談員）への移行を行う。
- (6) その他会長が必要と認めた事項を行う。

( 組 織 ) センターの組織は、別表1のとおりとする。

## (経費の負担)

第5条 センターの運営費は、町補助金、北海道共同募金会災害等準備金、その他（企業や個人からの寄付金、支援Pによる支援金など）を等により賄う。

## ( 補 則 )

第6条 この規程に定める事業の運営に関し必要な事項は、別に要綱等で定める。

附則

この規程は、令和3年10月11日から施行する。

別表1

● 池田町災害ボランティアセンター組織図

